

地域で支える子どもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱

令和3年5月10日
福祉保健部福祉保健課

(趣旨)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症の影響により活動の停止や縮小を余儀なくされている子ども等に対して無料又は低額で食事の提供や学習の支援を行う民間団体等（以下、「子ども食堂等」という。）の取組を支援し、子どもたちが安心して利用できる地域の居場所を確保するため、予算の定めるところにより、子ども食堂等に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる者は、主に生活に困窮する世帯の支援として無料又は低額で食事や食材の提供や学習の支援を行う団体又は個人で、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (3) 前条の補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) 県内において継続した活動実績を有すること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐ新しい生活様式に対応した活動を行うこと。
- (6) 国、県又は市町村が実施する同種補助事業を受けたことがないこと。
- (7) その他補助が適当でないとし事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 第1条の補助金の交付の対象となる経費は、補助事業者が活動を行うにあたり、新しい生活様式の実践及び事業運営に要する経費とし、それについての補助率は、10分の10以内（千円未満端数は切り捨て）で、上限額5万円とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に

補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号及び第2号の事業計画書及び収支予算書の様式は別記様式第1号及び別記様式第2号によるものとし、同条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 誓約書(別記様式第3号)
- (2) 子ども食堂等の活動に関する調書(別記様式第4号)
- (3) 県税の納税義務がある者にあつては、納税証明書(県税に未納がないことの証明)(原則として申請を行う日から3か月以内のもの。写しでも可。)
- (4) 法人にあつては、個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書(別記様式第5号)
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助条件)

第6条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支の状況を明確にした書類を整備の上、補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- (2) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げのできる期限)

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第8条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助対象経費の30パーセント以内の増減とする。

(計画変更の承認)

第9条 規則第10条第2項の規定により知事の指示を受けようとする場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 事業計画書又は収支予算書の内容を変更しようとするとき 変更承認申請書(別記様式第6号)
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 補助事業中止(廃止)承認申請書(別記様式第7号)

(補助金の交付方法)

第10条 この補助金は、精算払により交付する。

- 2 補助事業者は、この補助金を請求しようとするときは、請求書(別記様式第8号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 11 条 規則第14条第 1 項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して15日を経過した日又は令和 4 年 3 月 31 日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書 (別記様式第 9 号)
- (2) 収支決算書 (別記様式第 10 号)

2 第 4 条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第 4 条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第 1 項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額をした事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入に係る消費税等相当額報告書(別記様式第 11 号)により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(書類の提出部数等)

第12条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ 1 部とし、その様式は、規則に定めるものを除き、別記に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 10 日から施行し、令和 3 年度の予算に係る地域で支える子どもの居場所づくり支援事業補助金に適用する。